令和4年3月28日 資料No.2 建 設 常 任 委 員 会

建 築 課

耐震化の推進に向けた新たな支援制度の実施について

1 背景

平成30年6月に発生した大阪北部を震源とする地震を受けて、区は平成30年11月に「港区ブロック塀等除却・設置工事支援事業(以下「ブロック塀等工事支援事業」という。)」を開始しましたが、これまでの助成実績は2件に留まっています。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、建築基準法で接合部等の規定が明確化された平成12年5月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅(以下「新耐震木造住宅」という。)の18.4%が倒壊等の被害を受けており、国や東京都は、新耐震木造住宅の所有者に対し安全点検の実施を促しています。

こうした近年の大地震による被害状況などを踏まえ、ブロック塀等の安全対策や新耐震 木造住宅の耐震化を進めるため、令和4年3月改定の港区耐震改修促進計画に基づき、令 和4年4月から新たな支援制度を実施します。

2 新たな支援制度の概要

(1) ブロック塀等について

① ブロック塀等耐震アドバイザー制度の創設

ブロック塀等の所有者の求めに応じて、区が専門家を無料で派遣し、ブロック塀等の 状況を現地で確認したうえで、安全性の判断、改修方法、法的手続きのアドバイスを行 う「ブロック塀等耐震アドバイザー制度」を創設します。

【対象となる所有者】

大企業、不動産賃貸業、国・地方公共団体以外の者 (個人、マンション管理組合、中小企業、宗教法人、社会福祉法人等)

【対象となるブロック塀等】

区内の道路沿いに設けられた安全性を確認できないブロック塀等

【実施概要】

所有者の求めに応じて、一級建築士の資格を持つ技術者を派遣(同一所有者に対し 3回まで)します。

② ブロック塀等工事支援事業の対象拡大

①のアドバイザー制度による安全性判断の結果、危険性が高いと判断されたブロック 塀等については、ブロック塀等工事支援事業の対象を拡大して助成対象とします。

(2)新耐震木造住宅について

① 新耐震木造住宅の無料耐震診断の実施

新耐震木造住宅の耐震性を確認するため、これまで昭和56年5月よりも前に建築された旧耐震木造住宅を対象に行っていた無料耐震診断の対象を拡大します。

【拡大する建築物】

昭和56年6月から平成12年5月までに建築された2階建て以下の木造の住宅 又は長屋(2戸以内)

【実施概要】

所有者の求めに応じて無料で一級建築士の資格を持つ技術者を派遣し、耐震診断を 行います。

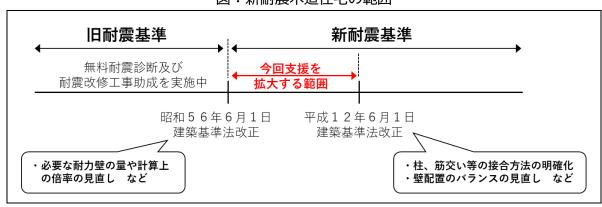


図:新耐震木造住宅の範囲

② 新耐震木造住宅の耐震改修工事への助成

新耐震木造住宅の耐震改修工事を支援するため、これまで昭和56年5月よりも前に 建築された旧耐震木造住宅を対象に行っていた耐震改修工事に掛かる費用助成の対象を 拡大します。

【拡大する建築物】

昭和56年6月から平成12年5月までに建築された2階建て以下の木造の住宅 又は長屋(2戸以内)

【実施概要】

新耐震木造住宅で、耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が 高い」と判定されたものについて、耐震改修工事に要した費用の2分の1(助成限度 額100万円)を助成します。

3 制度の周知について

新たな制度については、次の方法により区民等に周知します。

- ・区ホームページ、広報みなと、SNS等による情報発信
- ・制度を案内するパンフレットの作成及び対象となる新耐震木造住宅への戸別配布
- ・一般社団法人港区建築設計事務所協会など関係団体への情報提供

4 今後のスケジュール

令和4年4月1日 支援制度及び周知の開始